

地方公共団体と連携し
子育て世帯や地方移住者等の
マイホーム取得を応援！

ずっと固定金利の安心
【フラット35】
地域連携型

【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や空き家対策、地域活性化に積極的な地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による財政的支援とあわせて、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。

海津市

連携

住宅金融支援機構

【フラット35】の金利引下げ

子育て支援・空き家対策

【フラット35】の借入金利から 当初10年間 年▲0.25%

地域活性化

【フラット35】の借入金利から 当初5年間 年▲0.25%

海津市とは、【フラット35】地域連携型（子育て支援）で連携しています。

【フラット35】地域連携型の詳細はこちら



フラット35 検索 <https://www.flat35.com>

お電話でのお問合せ **0120-0860-35** ハロー フラット35 **通話無料**

(お客さまコールセンター) お気軽にお電話ください。土日も営業しています(祝日、年末年始を除く)。営業時間 9:00~17:00

国際電話などで利用できない場合は、次の番号におかけください。Tel 048-615-0420(通話料金がかかります。)

<注意事項> ●【フラット35】地域連携型は、2024年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。)。●【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付などの対象であることを証明する「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。●このほか、【フラット35】地域連携型の利用にあたっては、住宅の耐久性などの【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイトをご覧ください。●お客さまコールセンターまでお問合せください。●【フラット35】地域連携型は、借換融資には利用できません。



【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。